

## 平成27年（2015年）ぶらくり会3月例会報告

開催日時：3月16日（月）午後6時30分～午後8時

開催場所：神戸市産業振興センター 801号室

講師：中尾 博（なかお ひろし）様

司法書士法人中尾パートナーズ 代表社員

講演テーマ：「遺言書があるとないとでは大違いー紛争防止と節税につながる遺言書の書き方ー」

出席者数：22名

今年最初のぶらくり会例会は司法書士法人中尾パートナーズの中尾博様を講師にお迎えし、「遺言書があるとないとでは大違いー紛争防止と節税につながる遺言書の書き方ー」というテーマでご講演を頂きましたので、その要旨を報告します。

講師は、大学卒業後、昭和51年に司法書士登録をされるとともに三宮で司法書士事務所を開業されました。その後、平成15年には司法書士法人中尾パートナーズとして法人化され、現在は大阪、東京、千葉、京都にも事務所を展開されています。

所員は50名を超え、在職年数が平均15年を超えるベテラン揃いであるとともに、資格取得者が半数以上を占める堅実な司法書士法人であります。

講師は、法人の代表社員であるとともに、主に相続、遺言、遺言執行関係の業務と相談を担当されているそうです。また、平成10年から平成18年までの間、神戸家庭裁判所の調停委員を受任されています。

なお、法人では司法書士業務の他、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、海事代理士のそれぞれの業務もされているそうです。

講演は、講師が実務で実際に経験されたことを織り交ぜながら、また聴講生に質問を投げかけながら、以下の各項目を中心にして進められました。

1. 相続に関する基礎知識
2. 遺言をしておかないといけないケース
3. 遺言本来の役目（重要性）
4. 相続税について
5. 自筆遺言と公正証書遺言

### 1. 相続に関する基礎知識

法定相続人の順位および相続割合（持ち分）の関係は以下の通りです。

なお、子供、配偶者等は被相続人（亡くなった人）との関係です。

- ・順位1番 子供(1/2) および 配偶者(1/2) \*配偶者無き時、子供100%
- ・順位2番 親(1/3) および 配偶者(2/3) \*配偶者無き時 親100%
- ・順位3番 兄弟(1/4) および 配偶者(3/4) \*配偶者無き時 兄弟100%

「子及びその代襲相続人」が第1順位の相続人、「直系尊属」が第2順位の相続人、「兄弟姉妹及びその代襲相続人」が第3順位の相続人とされ、これとは別に、被相続人の配偶者は常に相続人となります。

被相続人に順位1番の子供がいない場合、子供の中の何人かが死亡している場合、それぞれで相続人が変わってきます。

子供がいない場合には、順位2番の親が相続し、その親もいない場合には兄弟が相続します。

子供の内何人かが死亡している場合には、死亡している子の子(被相続人からみて孫)が、またその孫が死亡している場合にはその孫の子(ひ孫)が、という風に直系卑属が代襲相続します。代襲相続の場合でも相続割合は、他の同順位の相続人と均等です。

子の代襲相続は上記の通りですが、親の相続は祖父母、曾祖父母と続き、兄弟姉妹の代襲相続は甥・姪までです。

なお、相続人がいない場合には相続財産は原則国庫に帰属しますが、ごく稀に家庭裁判所の審判にて内縁の妻とか事実上養子縁組したもの(特別縁故者)に相続させる場合があるとのことです。

## 2. 遺言をしておかないといけないケース

相続でもめるというのはテレビドラマでよく見かけますが、講師のよるとたとえ法律にもとづいて遺産分割しようとしてももめることがあるそうです。

そこには、自分が一番親の面倒を見たから遺産は当然に一番多く相続出来る筈とか、あの兄弟は親不孝ばかりしていたから遺産相続の権利はないとか、法律とは別の次元での欲得感情が働くのではないのでしょうか。

このように遺産相続でもめないためには、遺言をしておくことが大切ですが、特に以下のケースでは必ず遺言書を書いておいたほうが良いとのことでした。

- ① 子供がいない。
- ② 子供の内一人が亡くなっている。
  - ・・・上記のように代襲相続の問題が出てくる。また、孫が未成年の場合には親権者(被相続人にとっては義理の息子あるいは娘)が法定代理人になり、もめるケースがある。
- ③ 前妻との間に子供がいる。
  - ・・・特に面識も交際もない場合にはもめるケースがある。
- ④ 子供同士で遺産分割の協議ができるか心配。

- ⑤ 不動産の遺産が大部分を占めている。  
  - ・・・税金がすごくかかる結果、売却して納税するケースが出てくる。
- ⑥ 子供の内の1人と同居している（2世帯住宅）  
  - ・・・特に義理の子供との同居
- ⑦ 居住用財産が遺産の大きな部分を占めている。
- ⑧ オーナー会社の社長で株式のほとんどを保有している。  
  - ・・・税務署は貸借対照表から株式の価値を評価して課税してくるので、予め税理士と相談しておくことも大切。
- ⑨ 相続人以外に少し残したい人がいる（家族以外でも）。

### 3. 遺言本来の役目（重要性）

遺言があるとき・・・

遺言者は自分の財産の行方を自分の思う通り決めることができ、相続人はそれに従うことになります。

遺産分割協議及び遺産分割協議書作成は必要ありません。

それどころか遺言に反した遺産分割はできません、勿論、相続したあとで相続人がその意思で交換とかは自由です。

遺言者は相続人の顔ぶれを想像して引き継がせる種類や金額を下記相続税も加味して書き残すのは当然でかつ必須です。

尚、当然でかつ重要なことですが、遺言はただの紙切れで作成しても全く効力がありません・・・。遺言者の死亡によって初めて効力ができます。このことから遺言の末尾には次のとおり書いてある訳です。

「いろいろ書いたけど、私が死ぬまでにお金全部使っちゃたら、絵に描いた餅や・・・不動産も売っちゃうかもしれんな・・・この遺言の効力が出るときに、何もなければかもしれんな・・・その時はごめん、ゴメン、御免やす・・・まあ何が明日おこるかもしれんから・・・保険のつもりや。長生きして本遺言が意味のない物になることを祈り、とりあえず遺言を作成した。」

実際に記載がありませんが、法律的には上記のとおりです。

遺言がないとき・・・

相続人全員が顔を突き合わせて、遺産分割の協議が必要です。

全員署名、実印押印、印鑑証明書添付の遺産分割協議書がないと一歩も進みません。

重要なのは遺言効力発生時の相続人全員の協議が必要なことです。相続人メンバーが作成時と違うかもしれません。

1人でも納得しないと郵便局から1万円のお金も出金不可です。

#### 4. 相続税について

本年1月の相続税改正で、基礎控除が3000万円+600万円×人数となりました。相続財産の評価額が基礎控除額内であれば税務申告は不要です。しかし課税対象なのに申告しない場合、不申告重加算税等大きなペナルティを科せられることがあります。知らなかった・・・計算違いでした・・・は通用しないことに注意が必要です。

相続税計算の基礎となるものは、現金預金、土地（路線価）、建物（固定資産税評価額）、上場株式、オーナー株式（評価額）等から債務（借金）を控除した額ですが、相続税を減額してもらえるケースがあるとのことですから、司法書士、税理士等の専門家に相談することが重要だとのこと。

減額してもらえるケースとしては例えば被相続人と同居していた相続人が具体的にその建物の底地を相続した場合、特定小規模宅地の要件に当てはまれば330㎡までは8割減、つまり評価額が路線価の2割での計算になるそうです。また、配偶者特別控除というのがあって、実際に配偶者が相続する財産は1億6千万までが非課税になるという事です。年齢の近い配偶者には相続税を優しくして、配偶者死亡（次の相続）にガッチリ税金を取る趣旨だそうです。この二つの制度は申告することにより初めて享受できるもので、やはりきっちり専門家に相談することが肝要かと思えます。

但し、遺言がないとこの制度で相続税を減額若しくは回避することができない場合が多いとのこと。つまり上記の制度の適用を受ける為の一番のポイントは「誰が具体的に引き継ぐか」です。相続人全員の遺産分割協議の場では税金のことで有利になる人は一人だけで他の相続人にとっては関心事どころか「自分の相続分が減る」話となります。

#### 5. 自筆遺言と公正証書遺言

遺言書については、自筆での遺言書と公証人役場で作成される公正証書遺言書の二通りがあるそうですが、若干費用がかかることを除けば、遺言の趣旨を伝えれば公証人の方で遺言書を作成してくれること、証拠力が高いこと、紛失・改変のおそれがないこと等が確保されるので公正証書遺言書の方が無難だそうです。

もともと、公正証書遺言にする場合でも、遺言書の原案を考える段階から司法書士、行政書士等専門家と相談するほうが安心です。

また、利害関係のない二人の証人の立ち合いが必要との制約はあるとのこと。

公証人によって作成された遺言書は、公証人役場が原本を保管し、謄本が遺言者に渡されます。その後、遺言者が死亡し、万一、謄本を紛失したとしても公証人役場に記録されているのでどの公証人役場行っても、遺言者の生年月日、死亡したことを証明するものを持参すれば遺言書の謄本は入手できるそうです。

一方、自筆遺言の場合には、自身でいつでも作成でき、書き直しも訂正も容易にでき、遺言の事実も内容も秘密にできるとの利点もあるが、遺言の要件が厳格に決められ

ているので、せっかく書いた遺言書も無効となったり、紛争に至るケースも多くのことです。

自筆遺言の厳格な点としては以下の諸点があるとのことでした。

- ① 全文自筆であること。・・・ワープロ、他人の代筆は無効。
- ② 訂正はしないこと。・・・加筆修正には厳格な方法があるので、間違っただけの場合は全文書き直す方がよい。
- ③ 作成日付を記載すること。・・・例えば、平成〇〇年〇〇月吉日という記載は無効。
- ④ 住所、氏名、生年月日記載。
- ⑤ 署名箇所に押印。・・・認印でも可。

なお、封筒に入れるかどうかは任意であるとのことですが、上記の要件の一つでも欠けていると遺言書に効力がなくなるとのことでした。これらの点からも講師は、公正証書遺言を勧められていました。

以上、遺言書についての貴重なお話を伺うことができ非常に有意義な講演であったと思います。

遅かれ早かれ会員各位も遺産の被相続人になる時が来ると思いますので、相続人が困った立場にならないためにも、今から準備を進めてははいかがでしょうか。

そのためには、講師のような専門家に一度相談するのも方法かと思えます。

ぶらくり会世話人 平林 義康 (大学20期)



